

委提第4号

防災・環境に配慮した新庁舎のあり方に関する決議

会議規則第14条第2項の規定により、防災・環境に配慮した新庁舎のあり方に関する決議を次のとおり提出する。

平成24年12月14日 提出

庁舎等建設特別委員会委員長 伊藤 堅 治

北本市議会議長 福 島 忠 夫 様

防災・環境に配慮した新庁舎のあり方に関する決議

新庁舎建設に伴う執行部の事業費見直し方針（平成24年第2回定例会）は、時代の要請ともいえる防災倉庫の整備、省エネ・創エネに資するソーラーシステムの設置、あるいは最新の情報化社会に対応する什器備品の調達を一部見送るなど、課題を残したものと言わざるを得ない。

一方、平成24年第3回定例会で可決した新庁舎等建設の工事請負契約においては、入札減が発生している。また今般、議会は、契約後VE手法や仕様変更等によって、議会関連諸室の事業費縮減方針を決定したところである。

よって、執行部は、新庁舎建設にあたり、防災や環境、長期コスト等に配慮し、下記の事業を推進するよう要望する。

記

1. 防災倉庫の整備については、その重要性を認識し、補助金等の活用も併せ、新庁舎の竣工後速やかに着工するよう努めること。
2. ソーラーシステムについては、新庁舎の建設に合わせて設置するよう努めること。
3. 什器備品については、専門的・客観的な計画等に基づき調達するよう努めること。

以上、決議する。

平成24年12月14日

北本市議会